○　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第一条　［略］	第一条　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　この府令（第十六号に掲げる用語にあっては、第百九十九条第十三号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	3　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
三の二　特定投資家等向け売付け勧誘等　法第二条第六項に規定する特定投資家等向け売付け勧誘等をいう。	三の二　特定投資家向け売付け勧誘等　法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。
［三の三～十の三　略］	［三の三～十の三　同上］
十の四　特定投資家等向け有価証券　法第四条第三項に規定する特定投資家等向け有価証券をいう。	十の四　特定投資家向け有価証券　法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。
十の五　特定投資家等向け取得勧誘　法第四条第三項第一号に規定する特定投資家等向け取得勧誘をいう。	十の五　特定投資家向け取得勧誘　法第四条第三項第一号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。

［十一～五十　略］

4　［略］

（幹事会社となる有価証券の元引受け）

第四条　令第十五条に規定する内閣府令で定めるものは、元引受契約（同条に規定する元引受契約をいう。以下この条及び第百四十七条第三号において同じ。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うものであって、次に掲げるもの以外のものとする。

一　当該元引受契約に係る有価証券の発行価額又は有価証券の売出し若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等の価額の総額（当該元引受契約が令第十五条第三号に掲げる契約である場合にあっては、同号に規定する新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を含む。）のうち金融商品取引業者等及び外国証券業者の行う有価証券の引受けに係る部分の金額（以下この条において「引受総額」という。）が百億円を超える場合において他の者（資本金の額、基金の総額又は出資の総額が三十億円以上である者に限る。）と共同して当該協議を行うものであって、当該引受総額のうち自己の行う有価証券の引受けに係る部分の金額が百億円以下であるもの

二　［略］

（保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決

［十一～五十　同上］

4　［同上］

（幹事会社となる有価証券の元引受け）

第四条　［同上］

一　当該元引受契約に係る有価証券の発行価額又は有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の価額の総額（当該元引受契約が令第十五条第三号に掲げる契約である場合にあっては、同号に規定する新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を含む。）のうち金融商品取引業者等及び外国証券業者の行う有価証券の引受けに係る部分の金額（以下この条において「引受総額」という。）が百億円を超える場合において他の者（資本金の額、基金の総額又は出資の総額が三十億円以上である者に限る。）と共同して当該協議を行うものであって、当該引受総額のうち自己の行う有価証券の引受けに係る部分の金額が百億円以下であるもの

二　［同上］

（保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決

権）

第十五条の二　法第二十九条の四第二項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～四　略］

五　有価証券関連業を行う者が有価証券の引受けに係る業務により所有する株式（当該株式の払込期日（有価証券の売出し又は特定投資家等向け売付け勧誘等の場合にあっては、受渡期日）の翌日（当該者が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあっては、同号に規定する行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得した日から起算して五日（日曜日及び令第十四条の五に規定する休日の日数は、算入しない。）を経過した日）以後に所有するものを除く。）に係る議決権

六　［略］

（発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額の算定の方法）

第十六条の二　令第十五条の十の三第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一　募集又は私募（法第二条第三項第二号イからハまでのいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）に係る有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱

権）

第十五条の二　［同上］

［一～四　同上］

五　有価証券関連業を行う者が有価証券の引受けに係る業務により所有する株式（当該株式の払込期日（有価証券の売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等の場合にあっては、受渡期日）の翌日（当該者が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあっては、同号に規定する行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得した日から起算して五日（日曜日及び令第十四条の五に規定する休日の日数は、算入しない。）を経過した日）以後に所有するものを除く。）に係る議決権

六　［同上］

（発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額の算定の方法）

第十六条の二　［同上］

一　募集又は私募（法第二条第三項第二号イ又はロに該当するものを除く。以下この号において同じ。）に係る有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその

業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。）　当該有価証券の発行価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この号及び次号において同じ。）に次に掲げる額を合算する方法

［イ・ロ　略］

二　私募（法第二条第三項第二号イからハまでのいずれかに該当するものに限る。以下この号において同じ。）に係る有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその私募の取扱いが行われるものに限る。）　当該有価証券の発行価額の総額に次に掲げる額を合算する方法

［イ・ロ　略］

［2～4　略］

（一般投資家に含まれない者）

第十六条の三　法第二十九条の四の四第八項第一号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該有価証券の発行者の役員若しくは使用人（以下この条において「役員等」という。）又は当該役員等の被支配法人等（当該発行者を除く。）

二　当該有価証券の発行者の株主

募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。）　当該有価証券の発行価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この号及び次号において同じ。）に次に掲げる額を合算する方法

［イ・ロ　同上］

二　私募（法第二条第三項第二号イ又はロに該当するものに限る。以下この号において同じ。）に係る有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその私募の取扱いが行われるものに限る。）　当該有価証券の発行価額の総額に次に掲げる額を合算する方法

［イ・ロ　同上］

［2～4　同上］

（一般投資家に含まれない者）

第十六条の三　［同上］

一　当該有価証券の発行者の取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事若しくはこれらに準ずる者若しくは使用人（以下この条において「特定役員等」という。）又は当該特定役員等の被支配法人等（当該発行者を除く。）

［号を加える。］

三　当該有価証券の発行者の総株主等の議決権（法第二十六条の二十七第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。次項及び第三項、第百二十五条の二の二並びに第二百七十五条の二において「対象議決権」という。）を自己又は他人の名義をもって保有する会社（前二号に掲げる者を除く。）

四　当該有価証券の発行者を子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。第百二十五条の二の二第一項第六号及び第二百七十五条の二第一項第六号において同じ。）又は関連会社（財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。第百二十五条の二の二第一項第六号及び第二百七十五条の二第一項第六号において同じ。）とすることを目的として、当該発行者が発行する法第二十七条の二第一項に規定する株券等を取得し、又は買い付けようとする者（当該発行者の財務の状況及び事業の内容についての調査を実施している者に限る。）

二　当該有価証券の発行者の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決権」という。）を自己又は他人の名義をもって保有する会社（前号に掲げる者を除く。）

［号を加える。］

2　役員等とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合には、当該他の法人等は、当該役員等の被支配法人等とみなして、前項第一号及びこの項の規定を適用する。

3　第一項第一号及び前項の「被支配法人等」とは、役員等が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合における当該他の法人等をいう。

（親会社等となる者）

第三十八条の三　令第十五条の十六の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（財務計算に関する書類の内容に影響を与えないものに係る場合におけるものを除く。）とする。

一　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社

［二～四　略］

（業務管理体制の整備）

第七十条の二　［略］

［2～8　略］

9　法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（私設取引シ

2　特定役員等とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員等の被支配法人等とみなして、前項第一号及びこの項の規定を適用する。

3　第一項第一号及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員等が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合における当該他の法人等をいう。

（親会社等となる者）

第三十八条の三　［同上］

一　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社

［二～四　同上］

（業務管理体制の整備）

第七十条の二　［同上］

［2～8　同上］

9　［同上］

ステム運営業務を行う者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、第一項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

［一～三　略］

四　私設取引システム運営業務において特定投資家等向け有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合には、法第四十条の四の規定を遵守するための措置がとられていること。

［五～八　略］

10　［略］

（契約締結前の情報の提供を要しない場合）

第八十条　法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～四　略］

五　当該金融商品取引契約が次に掲げる行為に係るものである場合

［イ～チ　略］

リ　有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱い（当該金融商品取引契約に係る顧客が当該有価証券の発行者又は所有者である場合に限る。）

［２・３　略］

（信託受益権等の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記

［一～三　同上］

四　私設取引システム運営業務において特定投資家向け有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合には、法第四十条の四の規定を遵守するための措置がとられていること。

［五～八　同上］

10　［同上］

（契約締結前の情報の提供を要しない場合）

第八十条　［同上］

［一～四　同上］

五　［同上］

［イ～チ　同上］

リ　有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い（当該金融商品取引契約に係る顧客が当該有価証券の発行者又は所有者である場合に限る。）

［２・３　同上］

（信託受益権等の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記

載事項の特則） 第八十四条　その締結しようとする金融商品取引契約が法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券若しくは同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる権利（以下「信託受益権等」という。）の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。 ［一～五　略］ 六　売付けの代理若しくは媒介又は募集、私募、売出し若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱いの場合にあっては、売主又は買主に関する事項 ［七～十六　略］ ［２・３　略］ （商品ファンド関連取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則） 第九十一条　その締結しようとする金融商品取引契約が、商品ファンド関連受益権の売買その他の取引（以下「商品ファンド関連取引」という。）に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十四条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第八十九条第一項の規定にかかわらず、第八十三条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる	載事項の特則） 第八十四条　［同上］ ［一～五　同上］ 六　売付けの代理若しくは媒介又は募集、私募若しくは売出しの取扱いの場合にあっては、売主又は買主に関する事項 ［七～十六　同上］ ［２・３　同上］ （商品ファンド関連取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則） 第九十一条　［同上］

事項とする。

［一～十四　略］

十五　商品ファンド関連受益権の募集、私募、売出し又は特定投資家等向け売付け勧誘等に関する次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　募集、私募、売出し又は特定投資家等向け売付け勧誘等の予定総額及び予定総口数

ハ　募集、私募、売出し又は特定投資家等向け売付け勧誘等の単位

［ニ・ホ　略］

［十六～二十九　略］

三十　元本の追加運用をすることができる商品ファンドに追加運用するための商品ファンド関連取引に係る金融商品取引契約の締結又はその代理若しくは媒介（以下この号において「締結等」という。）をしようとする場合にあっては、次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　当該勧誘の開始日が属する月の前々月末日において終了している直近十計算期間の各計算期間における募集、私募、売出し又は特定投資家等向け売付け勧誘等の金額、解約金額及び償還金額

［ニ～ヘ　略］

［2～4　略］

［一～十四　同上］

十五　商品ファンド関連受益権の募集、私募又は売出しに関する次に掲げる事項

イ　［同上］

ロ　募集、私募又は売出しの予定総額及び予定総口数

ハ　募集、私募又は売出しの単位

［ニ・ホ　同上］

［十六～二十九　同上］

三十　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　当該勧誘の開始日が属する月の前々月末日において終了している直近十計算期間の各計算期間における募集、私募、売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等の金額、解約金額及び償還金額

［ニ～ヘ　同上］

［2～4　同上］

（商品ファンドの運用の状況を示す報告書の記載事項等）

第百九条　第九十八条第四号に掲げるときにおける法第三十七条の四に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～七　略］

八　計算期間における商品ファンド関連受益権の募集、私募、売出し又は特定投資家等向け売付け勧誘等の件数、解約件数及び償還件数並びにそれらによる資産の増減額並びに運用開始から計算期間末までの募集、私募、売出し又は特定投資家等向け売付け勧誘等の件数、解約件数及び償還件数並びにこれらによる資産の増減額

九　［略］

（契約締結時等の情報の提供を要しない場合）

第百十条　金融商品取引契約が成立したとき、又は第九十八条第一号若しくは第二号に掲げるときにおける法第三十七条の四ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　次に掲げる取引に係る金融商品取引契約が成立した場合であって、契約するごとに当該取引の条件を記載した契約書を交付し、又は当該契約書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する（顧客から当該契約書の交付の請求があった場合を除く。）ものであるとき。

［イ～チ　略］

（商品ファンドの運用の状況を示す報告書の記載事項等）

第百九条　［同上］

［一～七　同上］

八　計算期間における商品ファンド関連受益権の募集、私募、売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等の件数、解約件数及び償還件数並びにそれらによる資産の増減額並びに運用開始から計算期間末までの募集、私募、売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等の件数、解約件数及び償還件数並びにこれらによる資産の増減額

九　［同上］

（契約締結時等の情報の提供を要しない場合）

第百十条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ～チ　同上］

リ　有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱い（当該金融商品取引契約に係る顧客が当該有価証券の発行者又は所有者である場合に限る。）

［三～七　略］

［２・３　略］

（取引残高報告書に記載すべき事項に係る情報の提供を要しない場合）

第百十一条　第九十八条第三号に掲げるときにおける法第三十七条の四ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　第九十八条第三号の金融商品取引契約又は受渡しが有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱い（当該有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱いに係る顧客が当該有価証券の発行者又は所有者であるものに限る。）に係るものである場合

［五・六　略］

（禁止行為）

第百十七条　法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は

リ　有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い（当該金融商品取引契約に係る顧客が当該有価証券の発行者又は所有者である場合に限る。）

［三～七　同上］

［２・３　同上］

（取引残高報告書に記載すべき事項に係る情報の提供を要しない場合）

第百十一条　［同上］

［一～三　同上］

四　第九十八条第三号の金融商品取引契約又は受渡しが有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い（当該有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る顧客が当該有価証券の発行者又は所有者であるものに限る。）に係るものである場合

［五・六　同上］

（禁止行為）

第百十七条　［同上］

、次に掲げる行為とする。

［一～二十一　略］

二十二　令第二十条第二項各号に掲げる金融商品取引業者が、同項各号の募集若しくは売出し又は特定投資家等向け取得勧誘若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券、時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券以外の優先出資証券及び時価又は時価に近い一定の価格により投資証券が発行される新投資口予約権を表示する新投資口予約権証券（以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新投資口予約権証券」という。）以外の新投資口予約権証券を除く。）の発行者が発行する株券（時価新株予約権証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）若しくは売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）又は特定投資家等向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下こ

［一～二十一　同上］

二十二　令第二十条第二項各号に掲げる金融商品取引業者が、同項各号の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券、時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券以外の優先出資証券及び時価又は時価に近い一定の価格により投資証券が発行される新投資口予約権を表示する新投資口予約権証券（以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新投資口予約権証券」という。）以外の新投資口予約権証券を除く。）の発行者が発行する株券（時価新株予約権証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）若しくは売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）又は特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号にお

の号において同じ。）の場合には株券又は時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集若しくは売出し又は特定投資家等向け取得勧誘若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等の場合には株券又は時価新株予約権付社債券）、優先出資証券又は投資証券（時価新投資口予約権証券の募集若しくは売出し又は特定投資家等向け取得勧誘若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等の場合には投資証券又は時価新投資口予約権証券）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するものについて、令第二十四条第一項第一号イに規定する安定操作期間内における買付けに関し行う次に掲げる行為

［イ～ホ　略］

［二十三～五十二　略］

2　前項第十九号及び第二十号の規定は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは特定投資家等向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は有価証券の売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）を容易にするために取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等（法第百五十九条第二項に規定する有価証券売買等をいう。以下この項、第二百三十一条第二項及び第二百七十五条第三項において同じ。）をする場合における当該一連の有価証券売買等又はこれらの委託等を行う場合には、適用しない。

いて同じ。）の場合には株券又は時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の場合には株券又は時価新株予約権付社債券）、優先出資証券又は投資証券（時価新投資口予約権証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の場合には投資証券又は時価新投資口予約権証券）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するものについて、令第二十四条第一項第一号イに規定する安定操作期間内における買付けに関し行う次に掲げる行為

［イ～ホ　同上］

［二十三～五十二　同上］

2　前項第十九号及び第二十号の規定は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は有価証券の売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）を容易にするために取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等（法第百五十九条第二項に規定する有価証券売買等をいう。以下この項、第二百三十一条第二項及び第二百七十五条第三項において同じ。）をする場合における当該一連の有価証券売買等又はこれらの委託等を行う場合には、適用しない。

［3～56　略］

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第百二十三条　法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

［一～十七　略］

十八　金融商品取引業者等が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（次に掲げるものを除く。）を、事前に顧客の書面若しくは電磁的記録による同意を得ることなく、当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者に提供している状況又は金融商品取引業者等が委託を行った登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者から取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（へ及びトに掲げるもの以外のものであって、当該登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者が当該顧客の書面又は電磁的記録による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

［イ～へ　略］

ト　当該金融商品取引業者等が当該登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者の親法人等若しくは子法人等である場合又は当該登録金融機関、金融商品仲介業者若しく

［3～56　同上］

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第百二十三条　［同上］

［一～十七　同上］

十八　［同上］

［イ～へ　同上］

ト　［同上］

は金融サービス仲介業者が当該金融商品取引業者等の親法人等若しくは子法人等である場合において、当該金融商品取引業者等又は当該登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者が当該顧客（次のいずれかに該当する者に限る。）の求めに応じて当該特別な情報の当該登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者又は当該金融商品取引業者等への提供を停止することとしているときであって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（その求めがある場合を除く。）における当該特別な情報

(1)　［略］

(2)　金融商品取引所にその発行する株式を上場しようとする株式会社（その上場に関する基準に適合するために必要な助言を受けることを内容とする契約又は法第二十六条の三の規定に準じて公認会計士若しくは監査法人の監査を受けることを内容とする契約を締結しているものに限る。）及びその子会社等

［(3)・(4)　略］

［十九～三十六　略］

［2～16　略］

（一般投資家に含まれない者）

第百二十五条の二の二　法第四十条の四に規定する内閣府令で定める

(1)　［同上］

(2)　金融商品取引所にその発行する株式を上場しようとする株式会社（その上場に関する基準に適合するために必要な助言を受けることを内容とする契約又は法第百九十三条の二の規定に準じて公認会計士若しくは監査法人の監査を受けることを内容とする契約を締結しているものに限る。）及びその子会社等

［(3)・(4)　同上］

［十九～三十六　同上］

［2～16　同上］

（一般投資家に含まれない者）

第百二十五条の二の二　［同上］

者は、次に掲げる者とする。

一　当該特定投資家等向け有価証券の発行者の役員又は使用人

二　当該特定投資家等向け有価証券の発行者の役員であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する者（次項及び第三項において「特定役員」という。）の被支配法人等（当該発行者を除く。）

三　当該特定投資家等向け有価証券の発行者の株主

四　当該特定投資家等向け有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する会社（前二号に掲げる者を除く。）

五　当該特定投資家等向け有価証券（次に掲げるものに限る。）の

一　当該特定投資家向け有価証券の発行者の取締役等（取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。）であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決権」という。）を自己若しくは他人の名義をもって保有する者（以下この条において「特定役員」という。）又は当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。）

［号を加える。］

二　当該特定投資家向け有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する会社（前号に掲げる者を除く。）

三　当該特定投資家向け有価証券（次に掲げるものに限る。）の発

発行者の役員等（当該特定投資家等向け有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であって各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を行う者に限り、第一号に掲げる者を除く。）

［イ～ホ　略］

六　当該特定投資家等向け有価証券の発行者を子会社又は関連会社とすることを目的として、当該発行者が発行する法第二十七条の二第一項に規定する株券等を取得し、又は買い付けようとする者（当該発行者の財務の状況及び事業の内容についての調査を実施している者に限る。）

2　特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員の被支配法人等とみなして、前項第二号及びこの項の規定を適用する。

3　第一項第二号及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合における当該他の法人等をいう。

4　第一項第五号の「役員等」とは、令第一条の三の三第五号に規定する役員等をいう。

発行者の役員等（当該特定投資家向け有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であって各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を行う者に限り、第一号に掲げる者を除く。）

［イ～ホ　同上］

［号を加える。］

2　特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員の被支配法人等とみなして、前項第一号及びこの項の規定を適用する。

3　第一項第一号及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合における当該他の法人等をいう。

4　第一項第三号の「役員等」とは、令第一条の三の三第五号に規定する役員等をいう。

（特定投資家等向け有価証券の売買等の制限の例外）

第百二十五条の三　［略］

（特定投資家等向け有価証券に係る告知を要しない売付け等）

第百二十五条の四　［略］

（特定投資家等向け有価証券に関する告知の方法）

第百二十五条の五　［略］

２　法第四十条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該特定投資家等向け有価証券が特定投資家等向け有価証券であること。

二　当該特定投資家等向け有価証券に関して開示が行われている場合（法第四条第七項に規定する開示が行われている場合をいう。）に該当しないこと。

三　当該特定投資家等向け有価証券の有価証券交付勧誘等（法第四条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下同じ。）について、同条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

四　当該有価証券について過去に行われた特定投資家等向け取得勧誘若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報（法第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報をいう。以下同じ。）が法第二十七条の三十一第二項若しくは第四項の規定に

（特定投資家向け有価証券の売買等の制限の例外）

第百二十五条の三　［同上］

（特定投資家向け有価証券に係る告知を要しない売付け等）

第百二十五条の四　［同上］

（特定投資家向け有価証券に関する告知の方法）

第百二十五条の五　［同上］

２　［同上］

一　当該特定投資家向け有価証券が特定投資家向け有価証券であること。

二　当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合（法第四条第七項に規定する開示が行われている場合をいう。）に該当しないこと。

三　当該特定投資家向け有価証券の有価証券交付勧誘等（法第四条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下同じ。）について、同条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

四　当該有価証券について過去に行われた特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報（法第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報をいう。以下同じ。）が法第二十七条の三十一第二項若しくは第四項の規定により

より公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報（法第二十七条の三十四に規定する発行者等情報をいう。以下同じ。）が公表されている場合にはその旨及び公表の方法（当該公表がインターネットを利用して行われている場合には、当該公表に係るホームページアドレス（使用する自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）のうちその用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるものをいう。以下同じ。）を含む。）

五　当該特定投資家等向け有価証券の所有者に対し、法第二十七条の三十二の規定により発行者等情報の提供又は公表が行われること。

3　［略］

（特定投資家等向け有価証券取引契約等）

第百二十五条の六　法第四十条の五第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第二条第八項第十号に掲げる行為による特定投資家等向け有価証券の売買（当該行為を行う金融商品取引業者による媒介、取次ぎ又は代理によるものに限る。）を行うことを内容とする契約

公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報（法第二十七条の三十四に規定する発行者等情報をいう。以下同じ。）が公表されている場合にはその旨及び公表の方法（当該公表がインターネットを利用して行われている場合には、当該公表に係るホームページアドレス（使用する自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）のうちその用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるものをいう。以下同じ。）を含む。）

五　当該特定投資家向け有価証券の所有者に対し、法第二十七条の三十二の規定により発行者等情報の提供又は公表が行われること。

3　［同上］

（特定投資家向け有価証券取引契約等）

第百二十五条の六　［同上］

一　法第二条第八項第十号に掲げる行為による特定投資家向け有価証券の売買（当該行為を行う金融商品取引業者による媒介、取次ぎ又は代理によるものに限る。）を行うことを内容とする契約

二　取引所取引許可業者を相手方として特定投資家等向け有価証券の売買（取引所金融商品市場においてするものに限る。）を行うことを内容とする契約

三　金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む。以下この号において同じ。）又は外国金融商品取引清算機関を相手方として特定投資家等向け有価証券の売買（当該金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関が行う金融商品債務引受業（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携金融商品債務引受業務を含む。）に係るものに限る。）を行うことを内容とする契約

2　法第四十条の五第二項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定投資家等向け有価証券の発行者は、法に別段の定めがある場合を除き、法第二十五条第一項第三号から第八号までに掲げる書類を提出する義務を負わないこと。

二　特定投資家等向け有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

三　特定投資家等向け有価証券の所有者に対し、法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定による発行者等情報の提供又は公表が行われること。

四　金融商品取引業者等は、特定投資家等向け有価証券について、法に規定する場合を除き、一般投資家を相手方とし、又は一般投

二　取引所取引許可業者を相手方として特定投資家向け有価証券の売買（取引所金融商品市場においてするものに限る。）を行うことを内容とする契約

三　金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む。以下この号において同じ。）又は外国金融商品取引清算機関を相手方として特定投資家向け有価証券の売買（当該金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関が行う金融商品債務引受業（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携金融商品債務引受業務を含む。）に係るものに限る。）を行うことを内容とする契約

2　［同上］

一　特定投資家向け有価証券の発行者は、法に別段の定めがある場合を除き、法第二十五条第一項第三号から第八号までに掲げる書類を提出する義務を負わないこと。

二　特定投資家向け有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

三　特定投資家向け有価証券の所有者に対し、法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定による発行者等情報の提供又は公表が行われること。

四　金融商品取引業者等は、特定投資家向け有価証券について、法に規定する場合を除き、一般投資家を相手方とし、又は一般投資

資家のために、売買の媒介、取次ぎ又は代理その他の法第二条第八項第一号から第四号まで及び第十号に掲げる行為を行うことができないこと。

（運用財産相互間取引の禁止の適用除外）

第百二十九条　［略］

2　前項第一号ロ、第三号ロ及び第四号ロの「対象有価証券売買取引等」とは、次に掲げる取引をいう。

一　次に掲げる有価証券（法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券であってこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）の売買

［イ・ロ　略］

ハ　指定外国金融商品取引所（令第二条の十二の二第四号ロに規定する指定外国金融商品取引所をいう。次項第三号及び第百三十条第三項第二号において同じ。）に上場されている有価証券

ニ　［略］

［二・三　略］

3　［略］

（運用状況に係る情報の提供）

第百三十四条　［略］

［2～6　略］

家のために、売買の媒介、取次ぎ又は代理その他の法第二条第八項第一号から第四号まで及び第十号に掲げる行為を行うことができないこと。

（運用財産相互間取引の禁止の適用除外）

第百二十九条　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　指定外国金融商品取引所（令第二条の十二の三第四号ロに規定する指定外国金融商品取引所をいう。次項第三号及び第百三十条第三項第二号において同じ。）に上場されている有価証券

ニ　［同上］

［二・三　同上］

3　［同上］

（運用状況に係る情報の提供）

第百三十四条　［同上］

［2～6　同上］

7　法第四十二条の七第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	7　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　運用財産に係る受益証券（当該運用財産に係る権利者の権利を表示するもの又は当該権利をいう。）が特定投資家等向け有価証券に該当する場合であって、運用報告書に記載すべき事項に係る情報が対象期間経過後遅滞なく法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表される場合（当該受益証券に係る契約その他の法律行為において、法第四十二条の七第一項に規定する情報の提供に代えて当該発行者情報の提供又は公表が行われる旨の定めがある場合に限る。）	二　運用財産に係る受益証券（当該運用財産に係る権利者の権利を表示するもの又は当該権利をいう。）が特定投資家向け有価証券に該当する場合であって、運用報告書に記載すべき事項に係る情報が対象期間経過後遅滞なく法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表される場合（当該受益証券に係る契約その他の法律行為において、法第四十二条の七第一項に規定する情報の提供に代えて当該発行者情報の提供又は公表が行われる旨の定めがある場合に限る。）
［三～五　略］	［三～五　同上］
（顧客分別金信託の要件） 第百四十一条　法第四十三条の二第二項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、金融商品取引業者等は、次に掲げる要件（投資者保護基金にその会員として加入していない金融商品取引業者（以下この条において「投資者保護基金非加入金融商品取引業者」という。）及び登録金融機関にあっては、第三号及び第十号に掲げるものを除く。）の全てを満たさなければならない。	（顧客分別金信託の要件） 第百四十一条　［同上］
［一～八　略］	［一～八　同上］
九　顧客分別金信託契約の解約又は一部の解約を行うことができる	九　［同上］

場合は、次に掲げる場合とすること。

イ　［略］

ロ　募集等受入金（顧客から受け入れた売出し若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等、募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱い又は買付けの媒介若しくは代理（公開買付者を相手方とする公開買付けに係るものに限る。）に係る株券、債券、投資信託の受益証券又は投資証券の申込証拠金又は払込金をいう。以下この条において同じ。）の払込日に当該募集等受入金に係る顧客分別金必要額に相当する額（当該額が顧客分別金残余額を超える場合にあっては、当該顧客分別金残余額）の範囲内で顧客分別金信託契約の解約又は一部の解約を行おうとする場合

ハ　［略］

［十～十三　略］

［2～7　略］

（二以上の種別の業務を行う場合の禁止行為）

第百四十七条　法第四十四条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一・二　略］

三　有価証券の引受けに係る主幹事会社（元引受契約の締結に際し、当該元引受契約に係る有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う者（以下この号にお

イ　［同上］

ロ　募集等受入金（顧客から受け入れた売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等、募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い又は買付けの媒介若しくは代理（公開買付者を相手方とする公開買付けに係るものに限る。）に係る株券、債券、投資信託の受益証券又は投資証券の申込証拠金又は払込金をいう。以下この条において同じ。）の払込日に当該募集等受入金に係る顧客分別金必要額に相当する額（当該額が顧客分別金残余額を超える場合にあっては、当該顧客分別金残余額）の範囲内で顧客分別金信託契約の解約又は一部の解約を行おうとする場合

ハ　［同上］

［十～十三　同上］

［2～7　同上］

（二以上の種別の業務を行う場合の禁止行為）

第百四十七条　［同上］

［一・二　同上］

三　有価証券の引受けに係る主幹事会社（元引受契約の締結に際し、当該元引受契約に係る有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う者（以下この号にお

いて「引受幹事会社」という。）であって、当該有価証券の発行価額若しくは当該有価証券の売出し若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等の価額の総額（当該元引受契約が令第十五条第三号に掲げる契約である場合にあっては、同号に規定する新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を含む。）のうちその引受けに係る部分の金額（以下この号において「引受額」という。）が他の引受幹事会社の引受額より少なくないもの又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受幹事会社が受領するものより少なくないものをいう。以下この款において同じ。）である場合において、当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家等向け取得勧誘若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等の条件に影響を及ぼすために、その行う投資助言業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした運用を行うこと。

四　［略］

（登録金融機関その他業務に係る禁止行為）

第百五十条　法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～三　略］

四　次に掲げる場合において、その旨を顧客に説明することなく行う有価証券（当該有価証券の引受人となる委託金融商品取引業者

いて「引受幹事会社」という。）であって、当該有価証券の発行価額若しくは当該有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の価額の総額（当該元引受契約が令第十五条第三号に掲げる契約である場合にあっては、同号に規定する新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を含む。）のうちその引受けに係る部分の金額（以下この号において「引受額」という。）が他の引受幹事会社の引受額より少なくないもの又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受幹事会社が受領するものより少なくないものをいう。以下この款において同じ。）である場合において、当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の条件に影響を及ぼすために、その行う投資助言業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした運用を行うこと。

四　［同上］

（登録金融機関その他業務に係る禁止行為）

第百五十条　［同上］

［一～三　同上］

四　次に掲げる場合において、その旨を顧客に説明することなく行う有価証券（当該有価証券の引受人となる委託金融商品取引業者

が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあっては、同号に規定する新株予約権の行使により取得される有価証券を含む。以下この号において同じ。）の売買の媒介（当該委託金融商品取引業者が引受人となった日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。）又は有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱い

［イ・ロ　略］

五　［略］

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第百五十三条　法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一・二　略］

三　当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券（第百十七条第一項第三十一号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）の引受人となる場合であって、当該有価証券（当該金融商品取引業者が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあっては、同号に規定する新株予約権の行使により取得される有価証券を含む。以下この号において同じ。）に係る手取金が当該債務の弁済に充てられることを知っているときにおける次に掲げる行為

が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあっては、同号に規定する新株予約権の行使により取得される有価証券を含む。以下この号において同じ。）の売買の媒介（当該委託金融商品取引業者が引受人となった日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。）又は有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い

［イ・ロ　同上］

五　［同上］

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第百五十三条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　［略］

ロ　その旨を金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者に説明することなく当該登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者に次に掲げる行為を行わせること（当該金融商品取引業者が当該有価証券を買い戻すことを約している場合を除く。）。

(1)　［略］

(2)　当該有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱い

［四・五　略］

六　有価証券（国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券を除く。）の引受人となった日から六月を経過する日までの間において、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に当該有価証券（当該金融商品取引業者が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあっては、同号に規定する新株予約権を行使することにより取得する有価証券。以下この号において同じ。）を売却すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

［イ・ロ　略］

ハ　当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家等向け取得勧誘若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等に際し、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則で定めるところにより、有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家等向け取

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　当該有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い

［四・五　同上］

六　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に際し、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則で定めるところにより、有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘

得勧誘若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等に際して行う当該有価証券に対する投資者の需要の状況に関する調査を行った場合において、当該調査により当該有価証券に対する投資者の十分な需要が適正に把握され、合理的かつ公正な発行条件が決定されている場合

［七～十一　略］

十二　当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家等向け取得勧誘若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等の条件に影響を及ぼすために、その行う投資助言業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

［十三・十四　略］

（登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第百五十四条　法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～五　略］

六　当該登録金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に際して行う当該有価証券に対する投資者の需要の状況に関する調査を行った場合において、当該調査により当該有価証券に対する投資者の十分な需要が適正に把握され、合理的かつ公正な発行条件が決定されている場合

［七～十一　同上］

十二　当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の条件に影響を及ぼすために、その行う投資助言業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

［十三・十四　同上］

（登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第百五十四条　［同上］

［一～五　同上］

六　当該登録金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集若し

くは売出し又は特定投資家等向け取得勧誘若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等の条件に影響を及ぼすために、その行う投資助言業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

［七・八　略］

（業務に関する帳簿書類）

第百五十七条　法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

［一～六　略］

七　募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等に係る取引記録

八　募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱いに係る取引記録

［九～十八　略］

［2・3　略］

（取引日記帳）

第百五十九条　第百五十七条第一項第四号の取引日記帳には、法第二条第八項第一号から第五号（同条第二十七項第二号に該当するもの

くは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の条件に影響を及ぼすために、その行う投資助言業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

［七・八　同上］

（業務に関する帳簿書類）

第百五十七条　［同上］

［一～六　同上］

七　募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る取引記録

八　募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る取引記録

［九～十八　同上］

［2・3　同上］

（取引日記帳）

第百五十九条　［同上］

を除く。）まで、第八号及び第九号に掲げる行為（媒介又は代理に係るものを除く。）並びに商品関連市場デリバティブ取引に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　略］

三　売付け若しくは買付けの別又は募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱い若しくは解約若しくは払戻しの別

［四～十三　略］

2　前項の取引日記帳は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

一　募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱い又は解約若しくは払戻しの別（次号において「募集等」という。）については、それぞれに区分して記載すること。

［二～九　略］

［3・4　略］

（募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等に係る取引記録）

第百六十二条　第百五十七条第一項第七号の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等に係る取引記録には、法第二条第八項第七号に掲げる行為及び同項第八号に掲げる行為（当該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定め

［一・二　同上］

三　売付け若しくは買付けの別又は募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い若しくは解約若しくは払戻しの別

［四～十三　同上］

2　［同上］

一　募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い又は解約若しくは払戻しの別（次号において「募集等」という。）については、それぞれに区分して記載すること。

［二～九　同上］

［3・4　同上］

（募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る取引記録）

第百六十二条　第百五十七条第一項第七号の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る取引記録には、法第二条第八項第七号に掲げる行為及び同項第八号に掲げる行為（当該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて

て行うものに限る。）並びに令第一条の十二第一号に掲げる行為に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　略］

三　募集若しくは売出し若しくは私募若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等又は買取り若しくは解約若しくは払戻し（次項において「募集等」という。）の別

［四～七　略］

2　前項の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等に係る取引記録は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

［一・二　略］

三　募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等に係る取引記録を電磁的記録により作成する場合は、前二号に掲げるところによるほか、次に掲げるところにより作成すること。

［イ・ロ　略］

3　［略］

（募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱いに係る取引記録）

第百六十三条　第百五十七条第一項第八号の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱いに係る取引記録には、法第二条第八項第九号に掲げる行為に関し、次に

行うものに限る。）並びに令第一条の十二第一号に掲げる行為に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　同上］

三　募集若しくは売出し若しくは私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等又は買取り若しくは解約若しくは払戻し（次項において「募集等」という。）の別

［四～七　同上］

2　前項の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る取引記録は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

［一・二　同上］

三　募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る取引記録を電磁的記録により作成する場合は、前二号に掲げるところによるほか、次に掲げるところにより作成すること。

［イ・ロ　同上］

3　［同上］

（募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る取引記録）

第百六十三条　第百五十七条第一項第八号の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る取引記録には、法第二条第八項第九号に掲げる行為に関し、次に掲

掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　略］

三　募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱い又は解約若しくは払戻し（次項において「募集等」という。）の別

［四～七　略］

2　前項の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱いに係る取引記録は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

［一・二　略］

三　募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱いに係る取引記録を電磁的記録により作成する場合は、前二号に掲げるところによるほか、次に掲げるところにより作成すること。

［イ・ロ　略］

3　［略］

（説明書類の記載事項）

第百七十四条　法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　金融商品取引業者の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ　［略］

げる事項を記載しなければならない。

［一・二　同上］

三　募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い又は解約若しくは払戻し（次項において「募集等」という。）の別

［四～七　同上］

2　前項の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る取引記録は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

［一・二　同上］

三　募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る取引記録を電磁的記録により作成する場合は、前二号に掲げるところによるほか、次に掲げるところにより作成すること。

［イ・ロ　同上］

3　［同上］

（説明書類の記載事項）

第百七十四条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　直近の三事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 ［⑴～⑺　略］ ⑻　国債証券、社債券、株券及び投資信託の受益証券の引受高、売出高及び募集、売出し、私募又は特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱高 ［⑼～⑾　略］ ハ　［略］ 三　金融商品取引業者の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの ［イ～ハ　略］ ニ　イに掲げる書類について法第二十六条の三の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨 ［四・五　略］ （資産の国内保有） 第百九十七条　法第四十九条の五の規定により金融商品取引業者が国内において保有すべき資産は、次に掲げる資産でなければならない。 一　［略］ 二　次に掲げる有価証券（ハからホまでに掲げるものにあっては、国内における有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家等向	ロ　［同上］ ［⑴～⑺　同上］ ⑻　国債証券、社債券、株券及び投資信託の受益証券の引受高、売出高及び募集、売出し、私募又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高 ［⑼～⑾　同上］ ハ　［同上］ 三　［同上］ ［イ～ハ　同上］ ニ　イに掲げる書類について法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨 ［四・五　同上］ （資産の国内保有） 第百九十七条　［同上］ 一　［同上］ 二　次に掲げる有価証券（ハからホまでに掲げるものにあっては、国内における有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け

け取得勧誘若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等に係るものに限る。）

［イ～ホ　略］

［三～七　略］

（説明書類の記載事項）

第二百八条の十三　法第五十七条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　特別金融商品取引業者及びその子法人等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの

［イ～ニ　略］

ホ　イに掲げる書類について法第二十六条の三の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨

ヘ　［略］

（説明書類の記載事項）

第二百八条の二十六　法第五十七条の十六に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　最終指定親会社及びその子法人等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの

取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係るものに限る。）

［イ～ホ　同上］

［三～七　同上］

（説明書類の記載事項）

第二百八条の十三　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　イに掲げる書類について法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨

ヘ　［同上］

（説明書類の記載事項）

第二百八条の二十六　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ～ニ　略］

ホ　イに掲げる書類について法第二十六条の三の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨

ヘ　［略］

五　［略］

（外国証券業者に係る特定投資家等向け有価証券の売買等の制限の例外）

第二百八条の三十六　［略］

（取引所取引業務に係る禁止行為）

第二百三十一条　［略］

２　前項第六号及び第七号の規定は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは特定投資家等向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は有価証券の売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）を容易にするために取引所金融商品市場において一連の有価証券売買等をする場合における当該一連の有価証券売買等又はこれらの委託等を行う場合には、適用しない。

（金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為）

［イ～ニ　同上］

ホ　イに掲げる書類について法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨

ヘ　［同上］

五　［同上］

（外国証券業者に係る特定投資家向け有価証券の売買等の制限の例外）

第二百八条の三十六　［同上］

（取引所取引業務に係る禁止行為）

第二百三十一条　［同上］

２　前項第六号及び第七号の規定は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は有価証券の売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）を容易にするために取引所金融商品市場において一連の有価証券売買等をする場合における当該一連の有価証券売買等又はこれらの委託等を行う場合には、適用しない。

（金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為）

第二百七十五条　［略］

２　［略］

３　第一項第十五号の規定は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは特定投資家等向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は有価証券の売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）を容易にするために取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等をする場合における当該一連の有価証券売買等の媒介を行う場合には、適用しない。

（一般投資家に含まれない者）

第二百七十五条の二　法第六十六条の十四の二に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該特定投資家等向け有価証券の発行者の役員又は使用人

第二百七十五条　［同上］

２　［同上］

３　第一項第十五号の規定は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は有価証券の売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）を容易にするために取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等をする場合における当該一連の有価証券売買等の媒介を行う場合には、適用しない。

（一般投資家に含まれない者）

第二百七十五条の二　［同上］

一　当該特定投資家向け有価証券の発行者の取締役等（取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。）であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式

二　当該特定投資家等向け有価証券の発行者の役員であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する者（次項及び第三項において「特定役員」という。）の被支配法人等（当該発行者を除く。）

三　当該特定投資家等向け有価証券の発行者の株主

四　当該特定投資家等向け有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する会社（前二号に掲げる者を除く。）

五　当該特定投資家等向け有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該特定投資家等向け有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であって各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を行う者に限り、第一号に掲げる者を除く。）

［イ～ホ　略］

六　当該特定投資家等向け有価証券の発行者を子会社又は関連会社とすることを目的として、当該発行者が発行する法第二十七条の又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決権」という。）を自己若しくは他人の名義をもって保有する者（以下この条において「特定役員」という。）又は当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。）

［号を加える。］

［号を加える。］

二　当該特定投資家向け有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する会社（前号に掲げる者を除く。）

三　当該特定投資家向け有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該特定投資家向け有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であって各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を行う者に限り、第一号に掲げる者を除く。）

［イ～ホ　同上］

［号を加える。］

二第一項に規定する株券等を取得し、又は買い付けようとする者（当該発行者の財務の状況及び事業の内容についての調査を実施している者に限る。）

2　特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員の被支配法人等とみなして、前項第二号及びこの項の規定を適用する。

3　第一項第二号及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合における当該他の法人等をいう。

4　第一項第五号の「役員等」とは、令第一条の三の三第五号に規定する役員等をいう。

（特定投資家等向け有価証券の売買の媒介等の制限の例外）

第二百七十五条の三　［略］

2　特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員の被支配法人等とみなして、前項第一号及びこの項の規定を適用する。

3　第一項第一号及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合における当該他の法人等をいう。

4　第一項第三号の「役員等」とは、令第一条の三の三第五号に規定する役員等をいう。

（特定投資家向け有価証券の売買の媒介等の制限の例外）

第二百七十五条の三　［同上］

別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

ウェブサイトのアドレス

（注意事項）

［１・２　略］

１　業務の状況

［⑴～⑼　略］

⑽　業務の状況

当期における第一種金融商品取引業の状況（電子募集取扱業務に係るもの及び電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

［①～⑤　略］

⑥　有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家等向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱いの状況

（単位：千株、百万円）

	引受高	売出高	特定投資家等向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱高

別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

ウェブサイトのアドレス

（注意事項）

［１・２　同左］

１　［同左］

［⑴～⑼　同左］

⑽　［同左］

［同左］

［①～⑤　同左］

⑥　有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

（単位：千株、百万円）

	引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高

［略］	［同左］

（注意事項）

1　［略］	1　［同左］
2　「引受高」の欄には、引受責任を有するもの（残額引受けの場合には、有価証券の募集、売出し若しくは私募の取扱い又は特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱いに係る部分を含み、法第２条第６項第３号に定める契約に基づく引受けの場合には、引受けの対象となる新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。以下この２において同じ。）の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権（同号に規定する新株予約権をいう。）の行使により取得する有価証券の数及び取得価額とする。）を記載すること。	2　「引受高」の欄には、引受責任を有するもの（残額引受けの場合には、有価証券の募集、売出し若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る部分を含み、法第２条第６項第３号に定める契約に基づく引受けの場合には、引受けの対象となる新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。以下この２において同じ。）の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権（同号に規定する新株予約権をいう。）の行使により取得する有価証券の数及び取得価額とする。）を記載すること。
3　「売出高」及び「特定投資家等向け売付け勧誘等の総額」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）又は特定投資家等向け売付け勧誘等を行った場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）のものを記載すること。	3　「売出高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の総額」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）又は特定投資家向け売付け勧誘等を行った場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）のものを記載すること。
4　「募集の取扱高」、「売出しの取扱高」、「私募の取扱高」及び「特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱高」の欄には、有価証券の募集、売出し若しくは私募又は特定投資家等向け売付け勧誘等に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高及び残額引受けの場合の有価証券の募集、売出し若しくは私募の取扱高又は特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱高を記載すること。	4　「募集の取扱高」、「売出しの取扱高」、「私募の取扱高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高」の欄には、有価証券の募集、売出し若しくは私募又は特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高及び残額引受けの場合の有価証券の募集、売出し若しくは私募の取扱高又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高を記載すること。
⑦　［略］	⑦　［同左］
(10―2)　［略］	(10―2)　［同左］
(10―3)　電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務の状況	(10―3)　［同左］

［①～⑤　略］

⑥　有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家等向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱いの状況

（単位：千株、百万円）

	引受高	売出高	特定投資家等向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱高
［略］							

（注意事項）

［略］

［⑾～⑳　略］

⑵1　投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況

①　投資信託の設定、解約及び償還の状況

［表略］

（注意事項）

1　［略］

2　募集、特定投資家等私募、適格機関投資家私募及び一般投資家私募ごとに記載すること。

②　外国投資信託の設定、解約及び償還の状況

［表略］

（注意事項）

1　［略］

2　募集、特定投資家等私募、適格機関投資家私募及び一般投資家私募ごと

［①～⑤　同左］

⑥　有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

（単位：千株、百万円）

	引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高
［同左］							

（注意事項）

［同左］

［⑾～⑳　同左］

⑵1　［同左］

①　［同左］

［同左］

（注意事項）

1　［同左］

2　募集、特定投資家私募、適格機関投資家私募及び一般投資家私募ごとに記載すること。

②　［同左］

［同左］

（注意事項）

1　［同左］

2　募集、特定投資家私募、適格機関投資家私募及び一般投資家私募ごとに

に記載すること。

３　［略］

［③～⑨　略］

［㉒～（26―２）　略］

２　経理の状況

（記載要領）

［略］

（様式A）

（日本産業規格Ａ４）

⑴　［略］

⑵　損　益　計　算　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで　）

科　　目	金　　額	
［略］		
引受け・売出し・特定投資家等向け売付け勧誘等の手数料	［略］	
募集・売出し・特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱手数料	［略］	
［略］		

［⑶・⑷　略］

［（様式B）～（様式D）　略］

記載すること。

３　［同左］

［③～⑨　同左］

［㉒～（26―２）　同左］

２　［同左］

（記載要領）

［同左］

（様式A）

（日本産業規格Ａ４）

⑴　［同左］

⑵　損　益　計　算　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで　）

科　　目	金　　額	
［同左］		
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	［同左］	
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	［同左］	
［同左］		

［⑶・⑷　同左］

［（様式B）～（様式D）　同左］

別紙様式第十五号の二（第百八十三条関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期説明資料（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商号又は名称

代表者の役職氏名

（注意事項）

［略］

１　業務の状況

［⑴～⑯　略］

⑰　投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況

①　投資信託の設定、解約及び償還の状況

［表略］

（注意事項）

１　［略］

２　募集、特定投資家等私募、適格機関投資家私募及び一般投資家私募ごとに記載すること。

②　外国投資信託の設定、解約及び償還の状況

［表略］

（注意事項）

１　［略］

２　募集、特定投資家等私募、適格機関投資家私募及び一般投資家私募ごとに記載すること。

３　［略］

［③～⑨　略］

別紙様式第十五号の二（第百八十三条関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期説明資料（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商号又は名称

代表者の役職氏名

（注意事項）

［同左］

１　［同左］

［⑴～⑯　同左］

⑰　［同左］

①　［同左］

［同左］

（注意事項）

１　［同左］

２　募集、特定投資家私募、適格機関投資家私募及び一般投資家私募ごとに記載すること。

②　［同左］

［同左］

（注意事項）

１　［同左］

２　募集、特定投資家私募、適格機関投資家私募及び一般投資家私募ごとに記載すること。

３　［同左］

［③～⑨　同左］

［⑱～㉑　略］

２　［略］

別紙様式第十六号（第百八十七条関係）

（日本産業規格Ａ４）

事業報告書（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日

登録金融機関名

所在地

代表者氏名

ウェブサイトのアドレス

（注意事項）

［１・２　略］

［１～８　略］

９　登録金融機関業務の状況

［略］

［⑴～（4―２）　略］

⑸　有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家等向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱いの状況

（単位：百万円）

［⑱～㉑　同左］

２　［同左］

別紙様式第十六号（第百八十七条関係）

（日本産業規格Ａ４）

事業報告書（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日

登録金融機関名

所在地

代表者氏名

ウェブサイトのアドレス

（注意事項）

［１・２　同左］

［１～８　同左］

９　［同左］

［同左］

［⑴～（4―２）　同左］

⑸　有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

（単位：百万円）

区　　分	引受高	売出高	特定投資家等向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱高
［略］							

（注意事項）

1　「引受高」の欄には、引受責任を有するもの（残額引受けの場合には、有価証券の募集、売出し若しくは私募の取扱い又は特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱いに係る部分を含む。）を記載すること。

2　「売出高」及び「特定投資家等向け売付け勧誘等の総額」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）又は特定投資家等向け売付け勧誘等を行った場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）のものを記載すること。

3　「募集の取扱高」、「売出しの取扱高」、「私募の取扱高」及び「特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱高」の欄には、有価証券の募集、売出し若しくは私募又は特定投資家等向け売付け勧誘等に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高及び残額引受けの場合の有価証券の募集、売出し若しくは私募又は特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱高を記載すること。

（5―2）　電子記録移転有価証券表示権利等の引受け及び売出し並びに特定投資家等向け売付け勧誘等並びに電子記録移転有価証券表示権利等の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家等向け売付け勧誘等の

区　　分	引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高
［同左］							

（注意事項）

1　「引受高」の欄には、引受責任を有するもの（残額引受けの場合には、有価証券の募集、売出し若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る部分を含む。）を記載すること。

2　「売出高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の総額」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）又は特定投資家向け売付け勧誘等を行った場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）のものを記載すること。

3　「募集の取扱高」、「売出しの取扱高」、「私募の取扱高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高」の欄には、有価証券の募集、売出し若しくは私募又は特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高及び残額引受けの場合の有価証券の募集、売出し若しくは私募又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高を記載すること。

（5―2）　電子記録移転有価証券表示権利等の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに電子記録移転有価証券表示権利等の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取

取扱いの状況

（単位：百万円）

区　　分	引受高	売出高	特定投資家等向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱高
［略］							

（注意事項）

［略］

⑹　登録金融機関業務に係る受入手数料の状況

（単位：百万円）

区　　分	国債証券等	受益証券	その他	計
［略］				
引受け・売出し・特定投資家等向け売付け勧誘等の手数料				
募集・売出し・特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱手数料				
［略］				
計				

（注意事項）

［１・２　略］

［⑺～（21―２）　略］

扱いの状況

（単位：百万円）

区　　分	引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高
［同左］							

（注意事項）

［同左］

⑹　［同左］

（単位：百万円）

区　　分	国債証券等	受益証券	その他	計
［同左］				
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料				
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料				
［同左］				
計				

（注意事項）

［１・２　同左］

［⑺～（21―２）　同左］

別紙様式第十七号（第百八十八条第二号関係）

（日本産業規格Ａ４）

業務又は財産の状況に関する報告書

（　　年　　月）

年　　月　　日

登録金融機関名

所在地

代表者の役職氏名

（注意事項）

［略］

１　登録金融機関業務の状況

［略］

［⑴～（4―２）　略］

⑸　有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家等向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱いの状況

（単位：百万円）

区　　分	引受高	売出高	特定投資家等向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱高
［略］							

（注意事項）

別紙様式第十七号（第百八十八条第二号関係）

（日本産業規格Ａ４）

業務又は財産の状況に関する報告書

（　　年　　月）

年　　月　　日

登録金融機関名

所在地

代表者の役職氏名

（注意事項）

［同左］

１　［同左］

［同左］

［⑴～（4―２）　同左］

⑸　有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

（単位：百万円）

区　　分	引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高
［同左］							

（注意事項）

1　「引受高」の欄には、引受責任を有するもの（残額引受けの場合には、有価証券の募集、売出し若しくは私募の取扱い又は特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱いに係る部分を含む。）を記載すること。

2　「売出高」及び「特定投資家等向け売付け勧誘等の総額」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）又は特定投資家等向け売付け勧誘等を行った場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）のものを記載すること。

3　「募集の取扱高」、「売出しの取扱高」、「私募の取扱高」及び「特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱高」の欄には、有価証券の募集、売出し若しくは私募又は特定投資家等向け売付け勧誘等に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高及び残額引受けの場合の有価証券の募集、売出し若しくは私募又は特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱高を記載すること。

(5―2)　電子記録移転有価証券表示権利等の引受け及び売出し並びに特定投資家等向け売付け勧誘等並びに電子記録移転有価証券表示権利等の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱いの状況

（単位：百万円）

区　　分	引受高	売出高	特定投資家等向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱高
［略］							

（注意事項）

1　「引受高」の欄には、引受責任を有するもの（残額引受けの場合には、有価証券の募集、売出し若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る部分を含む。）を記載すること。

2　「売出高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の総額」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）又は特定投資家向け売付け勧誘等を行った場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）のものを記載すること。

3　「募集の取扱高」、「売出しの取扱高」、「私募の取扱高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高」の欄には、有価証券の募集、売出し若しくは私募又は特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高及び残額引受けの場合の有価証券の募集、売出し若しくは私募又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高を記載すること。

(5―2)　電子記録移転有価証券表示権利等の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに電子記録移転有価証券表示権利等の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

（単位：百万円）

区　　分	引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高
［同左］							

（注意事項）

［略］

⑹　登録金融機関業務に係る受入手数料の状況　（単位：百万円）

区　　分	国債証券等	受益証券	その他	計
［略］				
引受け・売出し・特定投資家等向け売付け勧誘等の手数料				
募集・売出し・特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱手数料				
［略］				
計				

（注意事項）

［１・２　略］

⑺　［略］

［２～８　略］

［同左］

⑹　［同左］　（単位：百万円）

区　　分	国債証券等	受益証券	その他	計
［同左］				
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料				
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料				
［同左］				
計				

（注意事項）

［１・２　同左］

⑺　［同左］

［２～８　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。